

社会教育課長

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県社会教育委員会		
事務局（担当課）	教育委員会事務局 社会教育課 教育推進係 (担当) 谷本 (内線) 4778		
設置根拠	☐ 法律 ☒ 条例 ☐ 要綱等 (名称) 愛媛県社会教育委員設置条例		
設置年月日	昭和 24 年 10 月 21 日		
審議、意見聴取等の内容	・令和 7 年度生涯学習関係事業について ・令和 7 年度社会教育関係事業について ・令和 7 年度青少年教育団体振興事業費補助金について		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 4 月 7 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
令和 7 年度青少年教育団体振興事業費補助金について	令和 7 年度青少年教育団体振興事業費補助金については、補助金の金額や交付先の決定等の不確定な議題について協議するものであり、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	(1)-5	
摘要			
	報告日	令和 7 年 4 月 7 日	

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての

公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。